

SDV及び監査の手続きについて: 治験

提出書類	作業内容と注意事項
SDV誓約書	—
ICカードについての依頼書	<ul style="list-style-type: none">・「電子カルテ閲覧用カード発行費用に関する覚書」を締結し、「ICカードについての依頼書」を担当CRCに提出してください。・初回SDV時に担当CRCからカードを受取り外来会計にて発行費用をお支払いください。・依頼者担当者交代時は、新たに「ICカードについての依頼書」を提出し、外来会計にて変更手続き料 1,000 円(税込み)をお支払いください。
直接閲覧実施連絡表	SDV申請時はそのつど担当CRCまで提出してください。
注意点 <ul style="list-style-type: none">・発行費用は返金できません。・カードは担当CRCが管理しますので帰宅時は返却してください。・ICカード発行費用の算定根拠に関する書類が必要な場合は、「総務課ICカード担当」までお問い合わせください。・「ICカードについての依頼書」に「監査用」と記載することにより、2枚までカード発行の費用負担はありません。・試験終了後に閲覧が必要となる場合は、「監査用カード」を使用することになります。治験事務局までご相談ください。	
郵送による提出(申請時のみ): SDV誓約書、ICカードについての依頼書	
メールによる提出: ICカードについての依頼書(担当者交代時、監査時)、直接閲覧実施連絡表	